

平成28年12月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

平成28年12月9日

平成28年12月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第29号	財産（土地）の処分について……………	1
議案第30号	伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び伊那市一般職 の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第31号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第32号	平成28年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	16

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪 7 1 3 0 番 3 |
| 2 | 地目 | 宅地 |
| 3 | 地積 | 6,202.80 平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 89,940,600 円（1 平方メートル当たり 14,500 円） |
| 5 | 相手方 | 愛知県安城市三河安城町 2 丁目 20 番地 1
日本モールド工業株式会社
代表取締役 石原 昭 |

平成 28 年 12 月 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

大萱産業適地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年伊那市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「

1	371,000円
2	419,000円

」を

「

1	372,000円
2	420,000円

」に改める。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の157.5」と」の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第2条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第48条第1項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には

100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の47.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）」を加える。

附則第18項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の100）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	

31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		

	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
	94		294,000	341,800				
	95		294,400	342,300				
	96		294,800	342,700				
	97		295,000	342,800				
	98		295,300	343,300				
	99		295,700	343,700				
	100		296,100	344,000				
	101		296,300	344,300				
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	365,200	450,500	515,500	590,600
	2	367,700	453,500	518,400	592,900
	3	370,200	456,400	521,300	595,100
	4	372,700	459,400	524,100	597,400
	5	375,000	462,100	526,800	599,700
	6	378,800	465,400	529,500	601,900
	7	382,600	468,500	532,300	604,100
	8	386,400	471,600	535,000	606,300

9	390,000	474,500	537,500	608,300
10	394,000	477,400	540,200	610,400
11	398,000	480,500	542,900	612,500
12	402,000	483,700	545,600	614,600
13	405,800	486,700	548,000	616,700
14	409,800	490,300	550,500	618,800
15	413,700	493,500	552,900	620,900
16	417,600	497,200	555,400	623,000
17	421,400	500,800	557,600	625,100
18	425,000	503,500	560,000	627,100
19	428,500	506,300	562,400	629,100
20	432,100	509,000	564,800	631,100
21	435,700	511,900	566,600	632,900
22	439,400	514,500	569,000	634,700
23	442,900	517,100	571,400	636,600
24	446,400	519,500	573,700	638,500
25	449,900	521,800	575,800	640,200
26	452,700	524,100	578,100	642,000
27	455,300	526,400	580,300	643,800
28	457,900	528,700	582,600	645,600
29	460,700	531,000	584,800	647,400
30	462,800	533,100	587,100	649,200
31	465,000	535,100	589,400	651,000
32	467,400	537,200	591,600	652,800
33	469,700	539,300	593,600	654,400
34	472,100	541,200	595,700	656,200
35	474,300	543,200	597,800	657,900
36	476,800	545,200	599,900	659,700
37	479,200	547,200	602,000	661,300
38	481,600	549,200	603,800	662,900
39	484,000	551,200	605,600	664,300
40	486,200	553,200	607,400	665,900
41	488,500	555,100	609,100	667,400
42	489,900	556,900	610,900	668,800
43	491,400	558,600	612,700	670,200
44	492,800	560,400	614,500	671,500
45	494,300	562,300	616,100	672,700
46	495,700	564,100	617,800	673,700
47	497,200	565,900	619,600	674,700
48	498,700	567,600	621,400	675,700
49	499,900	569,400	623,000	676,700
50	500,900	571,100	624,300	677,600
51	501,900	572,900	625,600	678,500
52	502,800	574,700	626,900	679,400
53	503,800	576,600	628,100	680,200
54	504,700	577,800	629,400	681,100
55	505,600	579,000	630,700	682,000
56	506,500	580,200	632,000	682,900
57	507,400	581,400	633,000	683,800
58	508,300	582,400	633,800	684,700
59	509,100	583,400	634,600	685,600
60	509,900	584,400	635,400	686,300
61	510,600	585,200	636,300	687,200
62	511,100	585,900	637,100	688,100
63	511,500	586,600	638,000	689,000
64	512,000	587,300	638,800	689,900

65	512,300	588,000	639,700	690,800
66		588,700	640,600	
67		589,400	641,300	
68		590,100	642,200	
69		590,500	643,100	
70		591,200	643,900	
71		591,900	644,800	
72		592,600	645,700	
73		593,000	646,500	
74		593,600	647,400	
75		594,300	648,300	
76		595,000	649,000	
77		595,400	649,800	
78		596,000	650,700	
79		596,600	651,600	
80		597,100	652,500	
81		597,700	653,300	
82		598,200	654,200	
83		598,700	655,100	
84		599,200	656,000	
85		599,600	656,800	
86		600,200	657,700	
87		600,600	658,600	
88		601,100	659,500	
89		601,600	660,300	
90		602,200		
91		602,800		
92		603,200		
93		603,700		
94		604,300		
95		604,900		
96		605,500		
97		606,000		
再任用 職員	415,400	457,800	512,200	585,200

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900
	2	161,500	189,700	237,800	259,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800
	4	164,400	193,800	241,400	261,900
	5	165,900	195,900	242,800	262,700
	6	167,400	198,200	244,100	263,700
	7	168,900	200,500	245,300	264,500
	8	170,400	202,800	246,600	265,500
	9	171,700	205,200	247,700	266,600
	10	173,400	206,600	248,800	267,400
	11	175,000	208,000	249,700	268,500
	12	176,600	209,400	250,600	269,700
	13	178,100	210,800	251,900	271,000
14	180,100	212,300	253,000	272,300	

15	182,100	213,800	253,800	273,500
16	184,100	215,000	254,800	275,000
17	186,300	216,400	255,600	276,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700
19	190,500	219,400	257,500	278,900
20	192,600	220,900	258,400	280,300
21	194,700	222,300	259,300	281,900
22	196,900	224,000	260,300	283,500
23	199,100	225,700	261,200	285,000
24	201,300	227,400	262,200	286,400
25	203,300	228,800	263,400	287,700
26	204,600	230,500	264,700	289,500
27	205,900	232,200	265,900	291,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000
29	208,400	235,500	268,400	294,600
30	209,600	236,900	269,900	296,200
31	210,900	238,200	271,500	297,800
32	212,100	239,300	272,900	299,500
33	213,400	240,600	274,500	300,900
34	214,700	241,700	276,000	302,400
35	216,000	242,600	277,300	304,000
36	217,300	243,700	278,600	305,600
37	218,700	244,800	280,200	307,100
38	220,100	245,900	281,600	308,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200
42	225,200	249,500	287,600	314,600
43	226,600	250,400	289,100	316,000
44	228,000	251,300	290,700	317,500
45	229,200	252,100	292,000	318,500
46	230,600	253,100	293,400	319,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800
49	234,300	256,000	297,700	323,900
50	235,400	257,200	299,000	325,300
51	236,400	258,400	300,300	326,600
52	237,500	259,600	301,700	327,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300
54	239,700	262,200	304,500	330,700
55	240,700	263,600	305,900	332,100
56	241,700	265,000	307,300	333,400
57	242,600	266,600	308,300	334,300
58	243,600	268,200	309,500	335,600
59	244,300	269,700	310,700	336,800
60	245,300	271,200	312,100	338,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200
62	247,200	274,100	314,500	340,100
63	248,000	275,600	315,800	341,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600
65	249,900	278,500	318,300	343,700
66	250,900	280,000	319,600	344,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100
68	252,900	283,000	322,200	347,200
69	253,700	284,100	322,900	348,200
70	254,800	285,600	324,000	349,200

71	255,900	287,100	325,100	350,300
72	257,100	288,500	326,000	351,400
73	258,500	289,700	327,300	352,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300
75	261,100	292,400	329,100	354,400
76	262,300	293,700	330,300	355,500
77	263,300	295,200	331,400	356,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000
79	265,700	297,700	333,700	357,800
80	266,900	299,000	334,900	358,500
81	268,000	299,700	336,000	359,100
82	269,000	300,900	337,100	359,600
83	270,100	302,000	338,100	360,200
84	271,200	303,200	339,200	360,700
85	272,000	304,300	340,100	361,300
86	272,900	305,500	341,100	361,800
87	274,000	306,700	342,000	362,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900
89	276,100	309,100	344,000	363,300
90	277,000	310,300	344,800	363,700
91	277,900	311,500	345,600	364,300
92	278,900	312,700	346,400	364,800
93	279,900	313,500	347,000	365,100
94	280,900	314,200	347,600	365,600
95	281,800	314,900	348,300	366,000
96	282,800	315,500	348,900	366,300
97	283,600	316,200	349,300	366,900
98	284,400	316,500	349,700	367,400
99	285,000	317,100	350,200	367,900
100	285,900	317,800	350,600	368,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500
103	288,300	319,400	352,000	370,000
104	289,100	320,000	352,400	370,400
105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		

127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			
141	301,300	332,400			
142	301,700	332,800			
143	302,100	333,100			
144	302,400	333,500			
145	302,500	333,800			
146	302,800	334,200			
147	303,100	334,600			
148	303,500	335,000			
149	303,700	335,300			
150	303,900	335,700			
151	304,200	336,100			
152	304,500	336,500			
153	304,900	336,800			
154	305,100				
155	305,300				
156	305,600				
157	305,900				
158	306,200				
159	306,500				
160	306,800				
161	307,200				
162	307,500				
163	307,800				
164	308,100				
165	308,500				
166	308,800				
167	309,100				
168	309,400				
169	309,800				
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000

第4条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項第1号中「届出は」を「届出を」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 17 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族としての子、父母等」という。）については、」を削り、「（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円）」を「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 10,000 円」に改める。

第 18 条第 1 項各号列記以外の部分中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」を削り、「届け」を「届け出」に改め、同項第 1 号中「扶養親族」を「新たに扶養親族」に改め、同項第 2 号中「第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族としての子又は第 16 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「その者の」を「その者が」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号」に改め、「（扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族としての子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第1項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改める。

第52条第1項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）」を「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」に改める。

附則第18項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあつては、100分の1.65）」を「100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」に、「、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」を「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊那市条例第35号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則

第6項から第8項までの規定による給料を含む。)又は改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第4条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例第17条第1項及び第18条の規定の適用については、同項中「前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前条第1項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は第16条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「
- (2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は第16条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3)扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4)扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は

扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（市長への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年12月9日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の任期付職員等の給料月額等の改定等を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
（給与等の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。

平成 28 年 12 月 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた特別職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

平成 28 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝